俸給者組合

SMU月報

大正十一年五月

大正十一年五月一日印刷
大正十一年五月五日發行
東京市外王子瀧ノ川町一三八
發行編輯印刷人 杉原正夫
東京市神田區猿樂町二〇
發行所 SMU
（非賣品）

俸給者組合SMU趣旨及規約

趣旨

社會的生活條件ノ類似セル人々ノ協力ニ依テ相互間ノ交渉ヲ緊密ニスルコトハ時勢ノ進轉ニ伴ツテ益々意義アル仕事ト成ツタ而テ斯ノ如キ協力ノミガ一切ノ文化ニ功獻スベキ使命ヲ擔フテ有ラフ。吾等俸給生活者モ亦タ時運ノ在ル所ニ從ヒ進ムデ本然ノ任務ニ當ラムコトヲ期スルモノデアル。

規約

第一條 本會ヲ俸給者組合SMUト稱ス

第二條 本會ハ本部ヲ東京市ニ置キ必要アル場合ハ各地ニ支部ヲ設ク

第三條 本會ハ主トシテ俸給者ニ關スル左記事業ヲ行フ

1、生活改善ニ關スル資料ヲ調査蒐集シ會員並ニ一般社會ニ之ヲ發表報告ス

2、消費組合、醫藥共濟所、職業紹介部ヲ設置ス

3、SMU會館ヲ設立シテ會員ノ使用ニ供ス

4、會報ヲ發行配布ス

5、其他評議員會ノ決議事項ヲ行フ

第四條 本會ノ實施スル消費組合及醫藥共濟所ハ別ニ定ムル規定ニ從ヒ之ヲ廣ク解放ス

第五條 本會ノ經費ハ會員醵出ノ會費及寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 本會々員タラムトスルモノハ俸給生活者ニシテ會費一ケ年金三圓ヲ納ムルモノトス 但シ會費ハ二期ニ分納スルコトヲ得

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

1、顧問 2、贊助員 3、會長若クハ監督 4、評議員 5、幹事 6、各部委員

第八條 本會ノ事業ニシテ必要ト認ムル部門ハ之ヲ法人組織トスルコトヲ得

大正十一年三月

顧問及監督（就任順）

監督 顧問 帝大教授 法學博士 河津暹
顧問 京大教授 法學博士 神戸正雄
同 早大教授 安部磯雄
同 醫學博士 石原修
同 宮中顧問官 桂潜太郎
幹事 法學士 桂皐（タカシ） 財團法人協調會
同 伊藤懲之 國民新聞社
同 慈惠醫學士 長岡博
同 杉原正夫 社團法人東洋協會

レジースカたらんよりは

一

SMUが今回更改せる會則の內容は、別して從前の夫れと著しく異なるものではない、即ち現狀に應じて今後主力を俸給者の生活現狀調査及び消費經濟方面の革新的施設に注かんとの趣旨を、以前より更に具體的に提示したものである。然し玆に當然實さるべき一項がある。それは「雇傭關係に對して組合員の合理的主張の保護」なる文字が新會則より撤廢されて居る。

二

組合は過去に於て屢一部組合員の立場を極めて懇談的に保護し、殊に一般俸給者の上に時に部分的に時に綜合的に、貴重なる貢獻を捧げたことを意識して居る、が之は現時の批評家の題目には適合しない、吾等は宜しく勞働運動の基調に立てる表現さし時には旗を持たねばならぬ、時には勞働歌を叫ばねばならぬ、メーデーにも出陣せねば成らぬ、と欲求せられて居るのを感知する

三

サラリーマンも勞働運動の基調に立ち無産階級の意識、立つ以上は必然的に手を以てする勞働者運動の如く「斯くあらざる可からず」故にSMUも亦「斯くある可きもの」といふは對句として面白くとも理論と實際のギャップから何時にでも連鎖の義務を背負ふものではない。SMUの運動が常に主として一般的俸給者の穩健なる暗示表示或は消費經濟運動等の上に注がれ且つ之を以て有利なる方法なりと考へ來つたことは蓋し俸給者自體の現勢が「斯くある」故である。夫にも拘らず舊會則に挾まれたる一句が常に之を主として個々組合員の場合も全力的に鬪爭的に用ゐらるべしとの解釋は長い間俸給者の一部或は興味の上から「成るべく自分だけを除外せる他人」へのみの欲求に終始する江湖批評家の感違ひを招いだとは甚だ不本意であつた

四

鷄でさへも必至的動機からは殼さへ破る、斯くあらねば成らず斯くあり得るなれば其時機は遂に時勢と先覺者と協力者との手から到來する事であらふ。北の國の諷言に「レヂースカ（赤大根）」と云ふ、實質白くして徒らなる外面的赤化は吾等の斷じて組みし得ざる所である